

議長（米澤秋男君） 5番。

5番（吉岡博道君） 次に、きのう教育長から、このことについては今年度の11月末までわからなかったということでございます。大変私もこういうことがあって驚いたわけですが、やはりこの耐震の診断業務委託、専門的なことでございます。したがって、建設課がほとんど恐らく発注から成果物の検査、あるいは履行確認までやったと思います。ただ、所管、担当するのは教育総務課でございます。この教育総務課が支出の負担行為をするはずでございます。この際、この支出負担行為については履行確認の添付が必要なわけですが、3月時点でこれ添付なされたと思うんですが、これ確認なさらなかったんですか。その点についてお伺いします。

議長（米澤秋男君） 教育総務課長。

教育総務課長（竹中直昭君） お答えします。

支出時期については、ちょっと正確な日付は覚えておりませんが、3月末の工期になっておりますので、多分検査終わって1カ月以内ぐらいに支出されたと思いますので、最低限、最大遅くても4月の半ば過ぎぐらいに支出されておまして、当然、支出負担起こすときの伝票には完了検査報告書は多分間違いなくついているはずですが、その時点で私もその内容までの精査はしていなかったということでございます。そういったことで対応がくれたということは否めないと思いますけれども、今後、十分に建設課とも連絡とりましてやっていきたいと思しますので、御了解いただきたいと思します。

議長（米澤秋男君） 5番。

5番（吉岡博道君） わかりました。そういったことで、こういったケースがこれまでも多々あったし、これからもこういったケースがあります。教育委員会部局に限らないと思します。パソコン等については企画財政課で一括して契約することもあります。また、施設管理等についても総務課で行っております。そういった所管担当とそういった実際契約する課が違ってくる場合もこれは当然あり得るわけですが、それについて横の連携ですね、綿密にやっばりやっておかないと、こういう結果になる可能性も出てくると思します。やはりこういった大変...、本当に近い将来宮城県沖大地震が起こるとい大変な不安な要素もあります。それについても、今後とも危機管理、または加美町のまちづくりの大きな柱であります安全・安心ということから考えますと、本当に根本からこういったものが揺るぎかねない問題だと思します。最後に町長の見解をお聞きします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） この件につきましては、まさにおっしゃるとおりでございます。本来で

ありますれば、その成果品が出てきたときに、いわゆる耐震診断を行った業者から詳しく説明を受けて、この数値はどのような状況なのであるかということをしきつと説明を受けて把握をしておれば、その時点で容易ならざる事態であるということが判明できたのかもしれませんが、建設課の担当職員も何しろこういう数値に対しての専門的な知識が完全にあったとは言えない状態だったんだろうというふうに思います。そういうことからして、幸い3月末から、あるいは4月当初から現在まで大きな地震がなかったのも、そういう災害は起きなかったのかもしれませんが、振り返りますと、8月16日に震度4の地震がありました。今返ると冷や汗が流れるような思いなんではありますが、その時点ではそう大きな亀裂も生じてないということもあったし、最初に申し上げたように、大規模改造しておたということで、勘違いであるんですが、大丈夫だろうという先入観が我々にもあったのでありまして、そういう部分については非常に反省をしなければならないと思います。

また、横の連絡についても、当然のことながら、そこできちんと打ち合わせをしておけばよかったんですが、この報告書の中に、いわゆる横軸と縦軸といいますが、XとYという線があって、X線が非常に弱い軸でY軸が非常に強度は満たしているというようなこともあって、これは総合的にもしかすると大丈夫なんじゃないだろうかという判断も少しあったような気がいたします。

いずれにしましても、結果的にはそういう事態を招いてしまいましたので、今後、横の連絡、あるいはその結果についてのきちとした判断をできるような体制を組んで万全を期してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。二度と繰り返さないように注意をしてみたいと思います。

議長（米澤秋男君） 13番佐藤澄男君。

13番（佐藤澄男君） 大体総括的なことで町長の今の答弁に尽きるんだろうというふうに思うんですが、一つ疑問なのは、耐震の調査を依頼する相手方の会社ですね、こういう数値が出たらこうですよというような、そういう、何ていうんですか、アドバイス、あるいは緊急事態であるというようなことのそういうあわせた報告、こういったものが私は当然あるんだろうというふうに思うんですが、それはなかったわけですか。それが素人判断で、こんな数字が出るはずないということで、なお調査したというようなきのうの答弁もあったわけですけども、基本的な問題で、そういう委託をする業者との信頼関係といいますが、そういったものがこんなお粗末な話なのかというふうに今ちょっと愕然としているわけですけども、その点についてどういうふうに……。要するにお金払っているわけですから、その際の相手方とのその時点で

のやりとり、どういうものがあつたのかお尋ねしてみたいというふうに思います。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） ただいまの件につきましては、委託された業者が診断をするわけですが、その診断の結果を審査機関というところをお願いをしまして審査をしてもらうということでございます。それで、今回の場合ですと、笹森1級建築士の事務所が請け負っておりまして、それで審査機関につきましては社団法人の建築研究振興協会と、東北耐震診断改修委員会という委員会がありまして、そこに委託をしまして評定をしていただいているということでございます。

それで、その評定の結果の所見でございますけれども、これは校舎C棟という一つの例を挙げますと、0.215というX方向で数値が出ております。この所見ですが、X方向は全館において耐震判定指標を満足していないと。それから、Y方向は全館とも耐震判定指標を満足しているというふうな所見しか出てきておらない状況でございます、その辺がなかなか、さっき町長が申し上げましたとおり、XとYとの関係でどのような判断をすればいいのかというふうな非常に難しい判断もあつたということでございます。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（佐藤澄男君） 確かにこういう事態にならなければ、まさかこんなふうになることではないだろうというふうな、その時点での状況はやむを得ない面も多分にあるだろうというふうに思いますけれども、それにしても、先ほど町長言われたように、幸い何もなかったから幸せなことであつて、しかし、これが一つ間違えば大変なことだというようなことは、この問題、これから学校関係、PTAなどに説明する際にも非常に大きな問題になりかねない、そういう

う予想だというふうに思います。きちんとした説明をしていただきたいというふうに思います。

もう一つお尋ねをしておきます。33ページでしたか、ここにあります商工振興費、商店街共通商品券発行事業、これは町全体でこういう事業に取り組まれるのかお尋ねをしたいと思ひますし、その下の企業立地の対策費で新規雇用促進奨励金、この対象はどういうふうになっておるかお尋ねしておきます。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） お答えします。

商店街共通商品券 100万円でございますが、これは町長の提案理由でございましたように、10月にイオンスーパーセンターが参りまして、その大型店対策ということで、商工会さんの

方でこの予算が通りましたら、今月の25日から来年、18年の3月29日まで1,000万円、それに10%増しの商品券を発行すると。その区域は加美町全部でございます。それで、中新田40%、宮崎、小野田30%というような割り振りでやろうというような計画でございます。

それから、新規雇用の促進奨励金でございますが、これは当初で既に600万円置かせていただいております。これにつきましては、宮城県緊急経済産業再生戦略に伴う奨励金制度でございますが、それに伴いまして昨年の12月に加美町新規雇用促進奨励金交付金交付要綱というのを定めまして、宮城県では新しく創設した製造業とか進出した企業に対しては21人以上に30万円交付しております。それを加美町では、それ以下の1人から20人までですか、それを補完しようということで昨年の要綱に決めまして、これを……。

今回の場合ですと、昨年操業いたしましたタカノフーズ、おかめ納豆ですか、それからハリマ共和物産という、これは東洋紡に來たのはありますが、それにはまだ交付しておりません。それで、そこには、この要綱におきましては県に申請終わった段階で町で交付するということになっておりまして、それも2回に分けてするということになっておりますので、タカノフーズでありますれば20人を……、県に申請しましたので、20人といえますと30万円ですから600万円になるんですが、それを2回に分けてするということで300万円、300万円。そして今、タカノフーズは間もなく2回目を申請する、それからハリマは今1回目申請中でございますので、合わせまして、両方に300万円ずつでございますので、3月までには当初の600万円で足りないので、今申請して、2回目申請する段階にあって、初めあちらで受理されましたら、これを3月中に申請、加美町の方に申請されましてということで、この要綱にのっとりやった奨励金でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第143号平成17年度加美町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第143号平成17年度加美町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

日程第22 議案第144号 平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議長(米澤秋男君) 日程第22、議案第144号平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 議案第144号平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,249万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ26億1,298万9,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金として療養給付費等負担金3,775万8,000円の減、財政調整交付金3,111万7,000円の減、県支出金として7,670万4,000円の増、諸収入で276万1,000円の増などがございます。

歳出につきましては、保険給付費1億1,181万円の増、老人保健拠出金で9,322万4,000円の減、介護納付金で3,093万1,000円の増などのほか、一般職給与等の整理を行い、予備費から3,885万7,000円を充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり)ございませんか。4番一條 光君。

4番(一條 光君) 歳入の一番最後、諸収入ありますけれども、第三者行為による損害賠償金276万1,000円、これについて説明をいただきたいと思います。

議長(米澤秋男君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(柳川文俊君) お答えします。

御質問の第三者行為による損害賠償金276万円につきまして、これは交通事故等で国保加入者が第三者からけがを受けた場合、この保険につきましては相手の自賠責あるいは任意保険等で治療を行うわけですけれども、その支払いを要するまでに相当な時間がかかるということで、一時的に国保で診療を受けるということでありまして、それで7割分、3割分については個

人が負担するわけですが、7割分につきましては一時国保で立てかえて、後で国保に戻していただくということで、ここに276万1,000円が雑入として計上したということでございます。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第144号平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第144号平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 日程第23 議案第145号 平成17年度加美町老人保健特別会計補正予算（第2号）

議長（米澤秋男君） 日程第23、議案第145号平成17年度加美町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第145号平成17年度加美町老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回、歳入歳出の総額を補正前と同額の30億8,183万9,000円とする補正予算で、老人医療費適正化推進費補助金返還金3万7,000円を増額し、予備費から充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めま

す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 145号平成17年度加美町老人保健特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 145号平成17年度加美町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第24 議案第146号 平成17年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（米澤秋男君） 日程第24、議案第 146号平成17年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 146号平成17年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ 622万 9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ 14億 9,829万 4,000円とする補正予算と、介護保険システム借上げについて債務負担行為の設定を行うものであります。

歳入につきましては一般会計繰入金 622万 9,000円を減額し、歳出については一般職給与等の整理を行うほか、高額介護サービス費 266万円を増額し、予備費から充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 146号平成17年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

ます。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 146号平成17年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第25 議案第147号 平成17年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議長（米澤秋男君） 日程第25、議案第 147号平成17年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 147号平成17年度加美町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ78万 8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,802万円とする補正予算でございます。

歳入につきましては、委託介護サービス計画費収入 10万円の減、及び一般会計繰入金 68万 8,000円を減額し、歳出については、施設管理費63万 2,000円を増額し、職員人件費 132万円を減額するほか、予備費から充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明いたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 147号平成17年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 147号平成17年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。2時35分まで。

午後2時20分 休憩

---

午後2時35分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第26 議案第148号 平成17年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算  
（第2号）

議長（米澤秋男君） 日程第26、議案第 148号平成17年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 148号平成17年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ 115万 8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ 5,799万 4,000円とする補正予算であります。

歳入につきましては前年度消費税還付金 115万 8,000円を増額し、歳出につきましては施設管理費 216万 8,000円を増額するほか、予備費から充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 7ページの委託料ですね、この中に既設水源井水中テレビカメラ調査委託料というのがあるんだけど、これは水源地にテレビカメラが入っているんですか。この辺をお尋ねいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 上下水道課長。

上下水道課長（二瓶 悟君） この間まで、新年度予算、井戸が掘れまして、今現在、新しい

井戸を使っております。それで、今、古いのを、今までの井戸をどこで壊れているか、それで水中カメラを入れて調査するわけでございます。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 148号平成17年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 148号平成17年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第 2 7 議案第 1 4 9 号 平成 1 7 年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）

議長（米澤秋男君） 議案第 149号平成17年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 149号平成17年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回、歳入歳出の総額を補正前と同額の 171万 6,000円とする補正予算で、霊園管理費を増額し、予備費から充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明いたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 町内で相談受けるんですけども、果たして、町内にはお墓なくなって困っている人たちが多いんですけども、霊園に幾らぐらいまだ余っているのか、そして霊園獲得のために幾らの金が必要なのか、その辺お尋ねいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町民課長。

町民課長（猪股雄一君） お答えします。

今現在で全体区画数が 308あります。それで、既に使用の許可済み、これが 234区画でございます。それで、あと使用料ですが、1区画の使用料、町内の方は12万円、町外の方は18万円というふうになります。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 149号平成17年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 149号平成17年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第28 議案第150号 平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第2号）

議長（米澤秋男君） 日程第28、議案第 150号平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 150号平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回、歳入歳出の総額を補正前と同額の4億4,866万7,000円とする補正予算と、やくらい高原温泉保養センターの施設管理委託業務2件の債務負担行為の追加を行うものです。

歳出につきましては、山村活用施設駒庄の修繕工事費を増額し、予備費から充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 商工観光課長にお尋ねをするんですが、今ゴルフなど韓国からなども来ているらしいんですけども、小野田もやくらいも世界的になったなというような感じがするわけですが、やはり今からのまちづくり、町の財源確保は観光が一番であるということを今いろいろなところで言われているわけであります。そういう意味において、加美町の観光宣伝をもっと大々的にやれないものかどうか、その辺についてお尋ねいたしたいと思うのであります。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） 観光予算等につきましての広告なんかは、やくらいの薬師の湯、私の方の予算、それからセキスイさんの方でタイアップしているのもございますが、何せ、いっぱい広告費を取りたいというところなんです、なかなか財政的には難しいところもありますので、それで各観光施設等をいろいろ聞いてみまして今いるところなんです、広告イコール観光客に結びつくかというところは、なかなかそれと連動している場合……、全部が全部、観光費が500万円かけたら人が来る、そういうところもなかなか難しいなというのが大崎地方の観光課長等の話でもあります。だから、一つだけ、やくらい、加美町だけがうんと落ちているというような現状でなくて、どこの観光地も落ちている現象なんです。

それで、いろんな知恵を絞って観光パンフレット、ロードマップ等をつくっておって、毎年更新なんかして、同じものじゃないようにタイアップしていこうかなと思っておりますので、巨額に枚数だけというようなのではないように工夫をしながらやってみたいと思っております。以上です。（「よろしくお願いします」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。—— ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第150号平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第150号平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定い

たしました。

---

日程第29 議案第151号 平成17年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議長(米澤秋男君) 日程第29、議案第151号平成17年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 議案第151号平成17年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,084万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億936万6,000円とする補正予算と、浄化センター維持管理業務等7件の債務負担行為の追加を行うものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金2,173万1,000円の増額、下水道基金繰入金1,000万円の減額のほか、消費税還付金88万8,000円を減額し、歳出につきましては、総務管理費430万6,000円、施設管理費897万7,000円をそれぞれ増額し、公債費276万7,000円を減額するほか、予備費を増額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番福島久義君。

14番(福島久義君) 8ページ、この浄化センターの中新田浄化センターですね、脱水ケーキ運搬処分業務委託料並びに小野田浄化槽の委託料とありますけれども、その内容等について、また、その運搬処分の最終処分場はどちらの方に運搬されているのか、まずお尋ねをいたしたいと思います。

議長(米澤秋男君) 上下水道課長。

上下水道課長(二瓶 悟君) 脱水ケーキ400万円、これは要するに当初予算は820トンの想定して予算に置いておりましたが、3月末まで約1,000トンぐらいになりまして、160トンの増加が見込まれます。それで、一応1トン当たり2万5,150円程度払っております。それから、脱水ケーキ分の100万円ですか、これは要するに、これも220トンの当初予算見てました

が、約 280トンぐらいの予想されます。それで40トンこれは……、それで 100万円でございます。そういうことで、一応3月までこのぐらいの数量入るんじゃないかと思っております。

それで、一応3月までは大和町の小鶴沢に運んでおります。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 最終処分場といいますが、運搬については小鶴沢に運搬されているということですが、これは県で処分場を設置しているわけですが、この小鶴沢処分場もこれから見通しとして何年くらい、何といいますが、埋め立てといいますが、処分の可能なのか。さらに、今後新たな、宮城県として新たな処分場を計画しているやにも聞いておりますけれども、その辺のヒアリングなどもあったのか、その点あわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 上下水道課長。

上下水道課長（二瓶 悟君） 小鶴沢はことして終わりでございます。それで、今現在、うちの方で日本環境株式会社、一応白石市にあるんですけども、一応この間1回試験的に運んでおります。そこに今話かけております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 宮城県でこれから新たに設置するというような話は聞いておるのか、その点もお尋ねしたわけですが、お願いします。

議長（米澤秋男君） 上下水道課長。

上下水道課長（二瓶 悟君） 一応宮城県の方では、船越、そのところに一応運搬しなさいということで指導は受けておりますけれども、うちの方では一応白石の方で話し合っておりますので、そのところに一応計画を立てております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 151号平成17年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 151号平成17年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第30 議案第152号 平成17年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)

議長(米澤秋男君) 日程第30、議案第152号平成17年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 議案第152号平成17年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ140万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,940万7,000円とする補正予算と、地方債の変更を行うものであります。

歳入につきましては、国庫支出金の廃棄物処理施設整備補助金20万7,000円の増額のほか、町債120万円を増額し、歳出については、浄化槽建設費129万5,000円を増額するほか、予備費を増額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第152号平成17年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(米澤秋男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第152号平成17年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第31 議案第153号 平成17年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)

議長(米澤秋男君) 日程第31、議案第153号平成17年度加美町水道事業会計補正予算(第3

号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 議案第 153号平成17年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)について説明申し上げます。

今回、既定の収益的収入及び支出予算の総額を補正前と同額の5億3,902万6,000円とする補正予算で、職員人件費35万8,000円の増額分を予備費から充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 153号平成17年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(米澤秋男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第 153号平成17年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、先ほど一般会計補正予算の中で中新田交流センターの利用状況について生涯学習課長から答弁漏れがあったので、再度答弁をしたいという申し入れがありますので、これを許可いたします。生涯学習課長。

生涯学習課長(星 秀吾君) 先ほど一般会計の補正予算の中で中新田交流センターの利用状況についての御質問にお答え申し上げます。

利用状況であります。本年11月現在で対前年度との比較で、宿泊で本年度は11月までのトータルが宿泊で2,933人、昨年度の同期で3,890人、比較しますと957人のマイナスということでございます。

それから、施設の利用につきましては、研修室、体育館、調理室とございますが、それらの合計で11月末で7,451人、昨年同期で8,204人、比較でマイナス753人という数字となっております。

それから、休憩でございますが、11月まで24人の利用者、昨年と比較しますと……。



失礼しました。本年度が11月末で16人、昨年の同時期が24人、8人の減と。

合計しますと1万2,118人の昨年の利用に対しまして本年は1万400人ということで、合計で1,718人の減ということで、いずれも減っているというような状況であります。

大変おくれて申しわけありませんでした。（「議長、議事進行」の声あり）

議長（米澤秋男君） はい。

9番（工藤清悦君） 本来であれば、先ほど質問のときにこういうデータを出していただければ、それについてさまざまな――さまざまなということないですね、再質問とか再々質問までいける状況だと思うんですけども、資料手元にないので後でというようなことになると、こればかりで終わりなわけですね。その辺に対しての議事運営について、議長の御所見をお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 私の判断で議事をやって運営しておりますので、これでいいのではないかというふうに思いますが……。再質問ですか。

9番（工藤清悦君） 資料提供に基づいた質問はできないということの理解でよろしいんですか。（「議長、議事進行」の声あり）

議長（米澤秋男君） はい、12番。

12番（近藤義次君） 必要であれば資料出るまで待っていればいいのであって、それが資料出ないでそのまま進めたということは本人のミスだと思いますので、そのまま結構だと思います。必要であれば出すまで待っていればいいんですから、質問できなければ、それはその本人の考え方違ってくるわけですから、それはそれで終わっているわけですから、後から出すということでは承しているわけですから、それは終わっているわけですから、それは違うと思います。（「議長、議事進行でよろしいですか」の声あり）

議長（米澤秋男君） はい、9番。

9番（工藤清悦君） 局長、お伺いしますけれども……。

議長（米澤秋男君） 9番、ちょっと待って。

暫時休憩します。

午後3時02分 休憩

---

午後3時05分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第32 議案第154号 字の区域を新たに画することについて

議長（米澤秋男君） 日程第32、議案第154号字の区域を新たに画することについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第154号字の区域を新たに画することについて説明申し上げます。

本案件は、経営体育成基盤整備事業、県営圃場整備事業、宮崎東部地区でございますが、施行されたことに伴い、事業区域内において字の区域を新たに画するものであります。

当該宮崎東部地区は、平成8年7月に事業採択を受け、受益面積297.9ヘクタール、36億200万円の全体事業費で事業を進めてまいりましたが、本年度で完了することになり、当事業により5アール等の未整備区画から50アール以上の大区画に整備されたことに伴い、同区域内の字を新たに画するもので、このことにより合理的な換地処分がなされることになるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第154号字の区域を新たに画することについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第154号字の区域を新たに画することについては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第33 議案第155号 字の区域を変更することについて

議長（米澤秋男君） 日程第33、議案第155号字の区域を変更することについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 155号字の区域を変更することについて説明申し上げます。

本案件は、前議案同様、宮崎東部地区の経営体育成基盤整備事業が完了することに伴い、同区域内の字の変更を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 155号字の区域を変更することについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 155号字の区域を変更することについては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第 3 4 議案第 1 5 6 号 物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車（更新）購入）

議長（米澤秋男君） 日程第34、議案第 156号物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車（更新）購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 156号物品購入契約の締結について説明申し上げます。

本案件は、11月の第 6 回臨時会で補正をいたしました消防小型動力ポンプ付積載車 3 台の購入事業について、中新田地区の十日市、宮崎地区の下町と宮崎鳥屋ケ崎の 3 地区に配備されていた車両の更新を行うもので、平成18年 3 月15日を納期として、8 社を指名し、12月 6 日に指名競争入札を行った結果、合資会社古川ポンプ製作所が 1,255万円で落札いたしましたので、同社代表社員氏家英一と物品購入契約を行うため議会の議決をお願いするものであります。

なお、指名 8 社につきましてはお手元に配付いたしておりますので、参考にしていただきました

いと思います。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明いたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 156号物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車（更新）購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 156号物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車（更新）購入）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 日程第 3 5 議案第 1 5 7 号 工事請負契約の締結について（中新田文化会館改修工事）

議長（米澤秋男君） 日程第35、議案第 157号工事請負契約の締結について（中新田文化会館改修工事）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 157号工事請負契約の締結について説明申し上げます。

本案件は、昭和56年に完成いたしました中新田文化会館について、25年が経過し老朽化した箇所や身障者への利便性に配慮した改修工事、さらに楽屋増築や音響機器の更新など新たなニーズに対応するための工事を行うもので、具体的には、客席天井の改修、身障者用客席新設に伴う全席いす更新、残響可変装置電動化、屋上防水、電気設備、給配水、空調設備改修工事等について、今議会で継続費補正の変更の議決をいただきましたとおり、平成18年6月15日を工期として、10社を指名し、12月9日指名競争入札を行った結果、丸か建設株式会社が3億1,650万円で落札いたしましたので、同社代表取締役佐々木浩章氏と工事請負契約を行うた

め、議会の議決をお願いするものであります。

なお、指名10社につきましてはお手元に資料を配付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明いたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 157号工事請負契約の締結について（中新田文化会館改修工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 157号工事請負契約の締結について（中新田文化会館改修工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。